

第 33 回防火管理検討会議事録

1. 日 時： 2024 年 09 月 12 日（木） 10 時 00 分～12 時 20 分
2. 場 所： 一般社団法人 日本電気協会 C 会議室（Web 併用会議）
3. 出席者（敬称略，順不同）
出席委員：永田主査(東京電力 HD)，香川副主査(関西電力)*1，越膳(電源開発)，
鈴木(消防大学校)，原田(四国電力)，鶴田(秋田県立大学)，
平田(北海道電力)，三浦(東北電力)，村島(原子力安全推進協会)，
村松(中部電力)，吉岡(北陸電力)，橋本(九州電力) (計 12 名)
代理出席者：井関(日本原子力発電，磯野委員代理) (計 1 名)
欠席委員：松永(中国電力) (計 1 名)
常時参加者：澁谷(日本エヌ・ユー・エス)，高田(東京電力 HD) (計 2 名)
説明者：なし (計 0 名)
オブザーバ：なし (計 0 名)
事務局：梅津，田邊(日本電気協会) (計 2 名)
*1：議案(1)より副主査として出席。

4. 配布資料

- 資料 No.33(1)-1 防火管理検討会委員名簿
- 資料 No.33(1)-2 防火管理検討会委員名簿（日程調整）
- 資料 No.33(2) 第 32 回防火管理検討会 議事録（案）
- 資料 No.33(3)-1 JEAG 改定ニーズ アンケート集約結果について
- 資料 No.33(3)-2 JEAG4103 次回改定に向けた防火管理検討会スケジュール（案）
- 資料 No.33(3)-3 各発電所における原子力規制検査における指摘事項
- 資料 No.33(3)-4 公設消防との連携状況に関するアンケート結果

5. 議 事

事務局より，本検討会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後，永田主査より開催の挨拶があり，その後議事が進められた。

(1) 代理出席者，委員定足数，常時参加者，説明者，オブザーバ，配布資料の確認

事務局より，代理出席者 1 名の紹介があり，分科会規約第 13 条(検討会)第 7 項に基づき，主査の承認を得た。代理出席者も含めた委員出席者数は 13 名で，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項の決議条件の委員総数の 3 分の 2 以上の出席者数を満たしていることを確認した。常時参加者 2 名の紹介の後，配布資料の確認があった。その後，永田主査より，分科会規約第 13 条(検討会)第 2 項に基づき，関西電力の香川委員が副主査に

指名された。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.33(2)に基づき前回議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて、分科会規約第 13 条(検討会)第 15 項に基づき決議の結果、特にコメントはなく、出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(3) 改定後の運用確認と次回改定に向けた課題確認

永田主査より、資料 No.33(3)シリーズに基づき、改定後の運用確認と次回改定に向けた課題確認について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 海外の情報収集についてはどうなっているのか。
 - データベースが有るので確認はできるが、大々的に調査を実施する場合には電力大での委託が必要となると思われる。データの陳腐化を考慮すると、来年度に委託するのは時期尚早と考えており、改定ニーズの見極めを実施した上で資料 No.33(3)-2 の通りスケジュールの見直しを提案している。
 - 国内外でエネルギー政策が変わると、このスケジュールにも影響することを念頭に置く必要がある。
- ・ 設備側でも本検討会と同様のスケジュール感をもっている。
- ・ 資料 No.33(3)-2 の通り、スケジュールを 1 年後ろにスライドさせることしたい。
- ・ 資料 No.33(3)-3 運用に係る最近の事例を紹介する。
 - 現状では、防火管理の前段として設備側の指摘が多い状況。

No.31, 物品搬入のため機器ハッチを開口中、監視人が一時的に不在となっていた事象であり、監視の重要性を再認識する必要がある。No.9 は運用側、No.31 はまだ皆さんの認識次第で、現状は感知器等がない場合の補償措置の要求しかない。感知器の指摘が多いが、原子力施設は負圧管理をしており、感知器の位置と実火災の位置が異なることも想定される。

 - 関連して、防火管理検討会に関連するものとして、今年 1 月 1 日の志賀の地震による変圧器の油漏れでスプリンクラー作動があったものの、火災ではなかったが、自衛消防隊としての活動があった事例を補足する。
 - No.9, 消火水の元弁が全閉であった事例について、海外でも同様の事例があった。重要度はどうか。
 - No.1, 系統の分離は当然だが、開口による下流側への影響も重要。設備側とは思いが。
- ・ 初期消火要員をどう確保するかが本指針のメインであり、力量も含めて維持できていると考えている。
- ・ 油漏洩時の初動はどの部署が実施しているのか。
 - 自衛消防が対応する事業者もあるが、まずは運転や保修部門が確認し、火災が発生しているようであれば自衛消防へ移行する体制が多い。

- ・ 火災報知器がなった場合には、必ず公設消防へ通報するのか。
- 事業者によって違いはあるが、当直等が現場を確認し、一定時間内に誤報の確認ができれば消防車の要請をしない場合もある。逆に、誤報だと確認できなければ通報する。
- ・ 公設消防に対しては、消火活動と原子力安全やセキュリティとの兼ね合いを判断する人間が帯同することになっている。
- ・ 初動における事業者の要員が確保できるか、通報の条件の明確化についてご助言をいただいた。
- ・ 管理区域内や重要設備近くでの消火活動において、消火水による影響については、想定される消火水量に対して堰等で設備を防護する内部溢水対策で対応している。
- ・ 火災影響評価において、あるエリアが燃えたときに隣接区画への影響評価を実施している。
- ・ 管理区域、屋内進入の訓練は実施しているものの、標準化はしていないため論点の一つとなっている。
- ・ 指揮所と現場で消防無線が通じない、指揮所から現場が見通せないなどで、前進指揮所を設置する場合もある。気象条件の厳しい場所では屋外に指揮所を設置し辛いこともあり、電源のあるマイクロバスやプレハブを使う手もある。
- ・ 敷地内での通信手段については、通信環境や騒音、装置の操作性等で常に苦労している。
- ・ 現場の線量等、初期情報が錯綜することは常にあり得ることから、公設消防の装備選択についても差が出てくる。

<総括>

- ・ アンケートを受けての事業者、消防及び先生から色々な意見を受けた方が良いと考えるので、論点に対する意見を聞きながら標準化するかしらないかについて検討していきたい。
- ・ スケジュールについては1年後ろ倒し、改めて来年度に確認する。
- ・ 資料 No.33(3)-3 については、必要であれば確認をしていく。
- ・ 資料 No.33(3)-4 については、アンケート結果を確認して、標準化しても良いという意見もあるので、論点に対する各電力事業者の意見、認識を合わせていきたい。

(4) その他

次回防火管理検討会は今年度下期中を目途に一度開催したい。
開催の詳細は、事務局で調整して別途連絡する。

以 上